

1 “自らの命は自らが守る” 迅速な避難体制の確立

資料2 「令和3年度兵庫県地域防災計画の新旧対照表〔主なもの〕」

(1) 県民に分かりやすい避難情報の伝達

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>風水害等対策計画（現計画 P278） 第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第4節 避難対策の実施 第1 （略） 第2 内容 1 実施機関 (1) 避難の<u>勧告</u>・指示 避難の勧告・指示の実施責任機関は次の通りとするが、知事は市町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町長の実施すべき措置の全部又は一部を代行することとする。 （災害対策基本法第60条第6項～8項） ① <u>避難の勧告</u> 災害全般について 市町長（災害対策基本法第60条） ② 避難の指示 （以下、略） (2) （略） 2 避難の実施 (1) （略） (2) 避難のための<u>勧告及び指示</u> ① <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報の基準ア～イ</u> （略） ウ 市町は、<u>避難勧告等の的確な判断に資するため、气象台との間のホットラインや防災気象情報システムの活用等を図ることとする。</u> エ 市町は、土砂災害における<u>避難勧告等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の溪流・斜面の状況、気象状況、県の補足情報等も合わせて総合的に判断すること。</u> オ 市町は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し「警戒レベル4、<u>避難勧告</u>」を発令することとする。<u>地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に「警戒レベル4、避難指示（緊急）」を発令することとし、災害が実際に発生していることを把握した場合には可能な範囲で「警戒レベル5、災害発生情報」を発令することとする。</u> カ 市町は、<u>要援護者への避難準備・高齢者等避難開始、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は立退先を指示したとき、また、災害発生情報を発令したときは、速やかにその旨を知事に報告することとする。</u> キ～ク （略） ケ 市町は、<u>避難勧告等の迅速・的確な判断をするため、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報等を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準や伝達方法を事前に明確にしておくよう努めることとする。</u> 〔新設〕</p>	<p>風水害等対策計画（現計画 P278） 第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第4節 避難対策の実施 第1 （略） 第2 内容 1 実施機関 (1) 避難の指示 避難の指示の実施責任機関は次の通りとするが、知事は市町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町長の実施すべき措置の全部又は一部を代行することとする。 （災害対策基本法第60条第6項～8項） 〔削除〕 避難の指示 （以下、略） (2) （略） 2 避難の実施 (1) （略） (2) 避難のための指示 ① <u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の基準ア～イ</u> （略） ウ 市町は、<u>避難指示等の的確な判断に資するため、气象台との間のホットラインや防災気象情報システムの活用等を図ることとする。</u> エ 市町は、土砂災害における<u>避難指示等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の溪流・斜面の状況、気象状況、県の補足情報等も合わせて総合的に判断すること。</u> オ 市町は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し「警戒レベル4、<u>避難指示</u>」を発令することとする。<u>災害が実際に発生している又は切迫している状況を把握した場合には可能な範囲で「警戒レベル5、緊急安全確保」を発令することとする。</u> カ 市町は、<u>避難行動要支援者等へ的高齢者等避難、避難のための立退きを指示し、又は立退先を指示したとき、また、緊急安全確保を発令したときは、速やかにその旨を知事に報告することとする。</u> キ～ク （略） ケ 市町は、<u>避難指示等の迅速・的確な判断をするため、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報等を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準や伝達方法を事前に明確にしておくよう努めることとする。</u> コ 市町は、<u>安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や</u></p>	<p>災害対策基本法の改正により、避難情報が見直されたことを踏まえ、県民に分かりやすい避難情報を伝達していくための修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>引用元：国避難情報に関するガイドライン（P16等）</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>引用元：国新旧（P53）</p>

現 行	修 正 案	修 正 理 由																																	
<p>〔新設〕</p> <p>コ 県は、河川水位情報や土砂災害警戒情報など、市町における避難勧告等の判断に資する情報の迅速、的確な提供に努めることとする。</p> <p>避難勧告等一覧</p> <table border="1" data-bbox="192 546 943 1129"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>発令時の状況</th> <th>住民に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">警戒レベル3</td> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td>・要保護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況</td> <td>・要保護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td>・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</td> <td>・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警戒レベル4</td> <td>避難指示（緊急）</td> <td>・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</td> <td>・避難勧告等の発令後で避難中の住民は確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動</td> </tr> <tr> <td>※地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合等に発令</td> <td>・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>警戒レベル5</td> <td>災害発生情報</td> <td>・既に災害が発生している状況</td> <td>・命を守るための最善の行動</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>〔参考〕避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報の発令の参考となる情報</p> <p>② 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報の内容 市町長等は、<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報</u>を行う際、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図ることとする。</p> <p>ア <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報</u>が出された地域名</p> <p>イ～エ （略）</p> <p>③ <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報</u>の伝達方法</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 市町は、<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報</u>を発令したときは、原則として放送事業者及び県へ速やかに伝達することとする。また、市町は地域のコミュニティFMやCATV等の活用も図ることとする。</p> <p>ウ （略）</p> <p>エ 市町は、<u>避難勧告等</u>の伝達にあたっては、事前に例文を作成するなど、住民のとるべき行動が明確にわかりやすく伝わるよう、努めることとする。</p>	区 分	発令時の状況	住民に求める行動	警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	・要保護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・要保護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始	避難勧告	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始	警戒レベル4	避難指示（緊急）	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動	※地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合等に発令	・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況		警戒レベル5	災害発生情報	・既に災害が発生している状況	・命を守るための最善の行動		※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令			<p><u>交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定することとする。</u></p> <p>サ 市町は、<u>避難時の周囲の状況等により避難のための立退きを行うことがかえって危険を伴う恐れがあり、かつ、事態に照らして緊急を要する場合は、居住者等に対し、屋内での待避等の緊急安全確保措置を指示することができるものとする。</u></p> <p>シ 県は、河川水位情報や土砂災害警戒情報など、市町における<u>避難指示等</u>の判断に資する情報の迅速、的確な提供に努めることとする。</p> <p>避難指示等一覧</p> <table border="1" data-bbox="1359 546 2190 1129"> <thead> <tr> <th>避難情報等</th> <th>居住者等がとるべき行動等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市町長が発令)</td> <td>●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</td> </tr> <tr> <td>【警戒レベル4】 避難指示 (市町長が発令)</td> <td>●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</td> </tr> <tr> <td>【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市町長が発令)</td> <td>●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等*は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔参考〕高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令の参考となる情報</p> <p>② 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の内容 市町長等は、<u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</u>を行う際、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図ることとする。</p> <p>ア 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保が出された地域名</p> <p>イ～エ （略）</p> <p>③ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達方法</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 市町は、<u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</u>を発令したときは、原則として放送事業者及び県へ速やかに伝達することとする。また、市町は地域のコミュニティFMやCATV等の活用も図ることとする。</p> <p>ウ （略）</p> <p>エ 市町は、<u>避難指示等</u>の伝達にあたっては、事前に例文を作成するなど、住民のとるべき行動が明確にわかりやすく伝わるよう、努めることとする。</p>	避難情報等	居住者等がとるべき行動等	【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市町長が発令)	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	【警戒レベル4】 避難指示 (市町長が発令)	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市町長が発令)	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等*は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。	<p>引用元：国新旧（P13）、 国避難情報に関する ガイドライン（P25等）</p> <p>引用元：国避難情報に関する ガイドライン（P26）</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p>
区 分	発令時の状況	住民に求める行動																																	
警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	・要保護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・要保護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始																																
	避難勧告	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始																																
警戒レベル4	避難指示（緊急）	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動																																
	※地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合等に発令	・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況																																	
警戒レベル5	災害発生情報	・既に災害が発生している状況	・命を守るための最善の行動																																
	※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令																																		
避難情報等	居住者等がとるべき行動等																																		
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市町長が発令)	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。																																		
【警戒レベル4】 避難指示 (市町長が発令)	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。																																		
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市町長が発令)	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等*は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。																																		

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p><伝達文例></p> <p>□ 警戒レベル3、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u> 緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>発令。こちらは、〇〇市です。ただ今、〇時〇分に〇〇地区に警戒レベル3、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を出しました。〇〇地区に警戒レベル3、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を出しました。お年寄りの方など避難に時間がかかる方は、〇〇公民館へ避難してください。その他の方は避難の準備を始めてください。</p> <p>□ 警戒レベル4、<u>避難勧告</u> 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、<u>避難勧告</u>発令。こちらは、〇〇市です。〇時〇分に〇〇地区に警戒レベル4、<u>避難勧告</u>を出しました。〇〇地区に警戒レベル4、<u>避難勧告</u>を出しました。〇〇川の水位が上昇し、溢れるおそれがあります。速やかに近所の方にも声を掛け合って〇〇公民館へ避難してください。なお、浸水により、〇〇道は通行できません。</p> <p>□ 警戒レベル4、<u>避難指示(緊急)</u> 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、<u>避難指示(緊急)</u>発令。こちらは、〇〇市です。〇時〇分に〇〇地区に対する<u>避難勧告</u>を<u>避難指示(緊急)</u>に切り替えました。〇〇地区に対する<u>避難勧告</u>を<u>避難指示(緊急)</u>に切り替えました。〇〇川が決壊するおそれが高まっており、危険です。緊急に〇〇公民館へ全員避難すること。避難する時間のない方は、近くの安全な建物に待避すること。なお、浸水により〇〇道は通行できません。</p> <p>□ 警戒レベル5、<u>災害発生情報</u> 緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。こちらは、〇〇市です。〇時〇分に〇〇地区に警戒レベル5、<u>災害発生情報</u>を出しました。〇〇地区で堤防から水があふれだしました。現在、浸水により〇〇道は通行できない状況です。〇〇地区を避難中の方は大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の安全な場所に避難してください。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 避難誘導 ①～② (略) ③ 県民は、<u>あらかじめ自らの地域の避難所と避難経路を把握しておくこととする。</u></p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 市町地域防災計画で定めるべき事項 (1)～(3) (略) (4) 避難準備情報、<u>勧告・指示</u>の実施責任者 (5) 避難準備情報、<u>勧告・指示</u>の方法(基準、伝達内容、伝達方法等) (6)～(15) (略)</p> <p style="text-align: right;">(地震災害対策計画にも同様の記載あり)</p>	<p><伝達文例></p> <p>□ 警戒レベル3、<u>高齢者等避難</u> 緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、<u>高齢者等避難</u>発令。こちらは、〇〇市です。ただ今、〇時〇分に〇〇地区に警戒レベル3、<u>高齢者等避難</u>を出しました。〇〇地区に警戒レベル3、<u>高齢者等避難</u>を出しました。お年寄りの方など避難に時間がかかる方は、〇〇公民館へ避難してください。その他の方は避難の準備を始めてください。</p> <p>[削除]</p> <p>□ 警戒レベル4、<u>避難指示</u> 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、<u>避難指示</u>発令。こちらは、〇〇市です。〇時〇分に〇〇地区に<u>避難指示</u>を出しました。〇〇地区に警戒レベル4、<u>避難指示</u>を出しました。〇〇川が決壊するおそれが高まっており、危険です。緊急に〇〇公民館へ全員避難すること。避難する時間のない方は、近くの安全な建物に待避すること。なお、浸水により〇〇道は通行できません。</p> <p>□ 警戒レベル5、<u>緊急安全確保</u> 緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。こちらは、〇〇市です。〇時〇分に〇〇地区に警戒レベル5、<u>緊急安全確保</u>を出しました。〇〇地区で堤防から水があふれだしました。現在、浸水により〇〇道は通行できない状況です。〇〇地区を避難中の方は大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の安全な場所に避難してください。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 避難誘導 ①～② (略) ③ 県民は、「<u>マイ避難カード</u>」等を活用し、<u>自らの避難行動に移るタイミング(逃げ時)</u>、<u>避難所、避難経路等</u>を把握しておくこととする。</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 市町地域防災計画で定めるべき事項 (1)～(3) (略) (4) 避難準備情報、<u>指示</u>の実施責任者 (5) 避難準備情報、<u>指示</u>の方法(基準、伝達内容、伝達方法等) (6)～(15) (略)</p> <p style="text-align: right;">(地震災害対策計画も同様に修正)</p>	<p>県独自対策を反映</p>

(2) 的確な避難判断力等の養成

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>風水害等対策計画 第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第6節 防災拠点の整備 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 三木総合防災公園(全県拠点) (1)~(3) (略) (4) 施設構成 ① 県広域防災センター 防災に関する体系的かつ実戦的な研修、防災意識の普及啓発や、県消防学校として消防職員及び消防団員の教育訓練等を行うことにより、県民の参画と協働による災害に強い安全で安心な地域づくりを支援するとともに、災害時における広域的な救助の拠点として、円滑かつ迅速な災害対応を図ることとする。 ア 平常時の機能 ・ 防災研修機能 〔新設〕 ・ 消防職員及び消防団員の教育訓練機能 ・ 自主防災活動支援機能 ・ 防災意識啓発機能 イ (略) ② (略) 3~8 (略)</p> <p style="text-align: right;">(地震災害対策計画にも同様の記載あり)</p>	<p>風水害等対策計画 第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第6節 防災拠点の整備 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 三木総合防災公園(全県拠点) (1)~(3) (略) (4) 施設構成 ① 県広域防災センター 防災に関する体系的かつ実戦的な研修、防災意識の普及啓発や、県消防学校として消防職員及び消防団員の教育訓練等を行うことにより、県民の参画と協働による災害に強い安全で安心な地域づくりを支援するとともに、災害時における広域的な救助の拠点として、円滑かつ迅速な災害対応を図ることとする。 ア 平常時の機能 ・ 防災研修機能 ・ 宿泊研修機能 ・ 消防職員及び消防団員の教育訓練機能 ・ 自主防災活動支援機能 ・ 防災意識啓発機能 イ (略) ② (略) 3~8 (略)</p> <p style="text-align: right;">(地震災害対策計画も同様に修正)</p>	<p>県広域防災センターの宿泊研修機能を拡充し、宿泊型研修プログラムを提供していくための修正</p> <p>県独自対策を反映</p>
<p>風水害等対策計画(現計画 P89) 第2編 災害予防計画 第3章 県民参加による地域防災力の向上 第1節 防災に関する学習等の充実 第1 (略) 第2 内容 1~4 (略) 5 一般県民に対する防災知識の普及 (1) (略) (2) 周知内容 防災関係機関は、防災知識の普及にあたり、災害をイメージする能力を高めるための防災学習コンテンツの充実に努めるとともに、最近の災害における住民の避難行動や被災事例等についても十分考慮することとする。 ①~② (略) ③災害に対する平素の心得</p>	<p>風水害等対策計画(現計画 P89) 第2編 災害予防計画 第3章 県民参加による地域防災力の向上 第1節 防災に関する学習等の充実 第1 (略) 第2 内容 1~4 (略) 5 一般県民に対する防災知識の普及 (1) (略) (2) 周知内容 防災関係機関は、防災知識の普及にあたり、災害をイメージする能力を高めるための防災学習コンテンツの充実に努めるとともに、最近の災害における住民の避難行動や被災事例、<u>気候変動の影響</u>等についても十分考慮することとする。 ①~② (略) ③災害に対する平素の心得</p>	<p>正常性バイアスを克服することの重要性の啓発及び防災人材育成拠点の整備・宿泊型研修プログラムの提供を通じて、県民の的確な避難判断力等を養成していくための修正</p> <p>引用元：国新旧(P52)</p>

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>ア～オ (略) 〔新設〕</p> <p>カ～セ (略) ④～⑤ (略) 6～11 (略)</p> <p>(地震災害対策計画にも同様の記載あり)</p>	<p>ア～オ (略) カ 避難行動への負担感、これまでの経験等のみならず危険性の判断、自身は被害にあわないという思い込み(正常性バイアス)の克服とマイ避難カードの作成等により避難行動に移るタイミング(逃げ時)等をあらかじめ設定しておくことの重要性</p> <p>キ～ソ (略) ④～⑤ (略) 6～11 (略)</p> <p>(地震災害対策計画も同様に修正)</p>	<p>引用元：国新旧(P3、P7) 県独自対策を反映</p> <p>県独自対策を反映</p>

(3) 広域的な避難支援体制の検討

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>風水害等対策計画(現計画 P21) 第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第2節 研修・訓練の実施 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 防災訓練 (1) (略) (2) 個別防災訓練 ①～③ (略) ④ その他の個別訓練 ア～ウ (略) エ 帰宅困難者への対応訓練 等 〔新設〕 (3)～(6) (略) 3～4 (略)</p> <p>(地震災害対策計画にも同様の記載あり)</p>	<p>風水害等対策計画(現計画 P21) 第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第2節 研修・訓練の実施 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 防災訓練 (1) (略) (2) 個別防災訓練 ①～③ (略) ④ その他の個別訓練 ア～ウ (略) エ 帰宅困難者への対応訓練 オ 広域避難訓練 等 (3)～(6) (略) 3～4 (略)</p> <p>(地震災害対策計画も同様に修正)</p>	<p>広域避難訓練の実施等により大規模広域災害への備えを充実していくための修正</p> <p>引用元：国新旧(P8)</p>
<p>風水害等対策計画(現計画 P24) 第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第3節 広域防災体制の確立 第1 (略) 第2 内容 1～4 (略)</p>	<p>風水害等対策計画(現計画 P24) 第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第3節 広域防災体制の確立 第1 (略) 第2 内容 1～4 (略)</p>	<p>他の地方公共団体との応援協定の締結や関係者間での協力体制の構築等を通じて、広域避難等の体制整備を行うための修正</p>

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>〔新設〕</p> <p>5～8 (略)</p> <p>(地震災害対策計画にも同様の記載あり)</p>	<p>5 広域避難・広域一時滞在の体制の整備</p> <p>(1) 県、市町は、大規模広域災害の恐れがある場合又は大規模広域災害発生時に円滑な広域避難又は広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在中における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結、指定公共機関又は指定地方公共機関である運送事業者への運送の要請・指示など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めることとする。</p> <p>(2) また、県、市町、その他防災関係機関は、関係者間で適切な役割分担を行った上で、具体的なオペレーション等を定めておくよう努めることとする。その際、国、県、市町、関係機関等からなる地域総合治水推進協議会（水防法第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会としても設置）など既存の枠組みを活用し、関係者間での協力体制の構築等に努めることとする。</p> <p>(3) 県、市町は、県外への広域避難・広域一時滞在が必要であると認める場合は、関西広域連合の「関西広域応援・受援実施要綱」に基づく広域避難等の枠組みを活用した協力体制の活用等も検討するものとする。</p> <p>6～9 (略)</p> <p>(地震災害対策計画も同様に修正)</p>	<p>引用元：国新旧（P13）</p> <p>引用元：国新旧（P33、P53）</p> <p>関西広域連合の取組を反映</p>
<p>風水害等対策計画（現計画 P60）</p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第11節 避難対策の充実</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 避難所等の指定</p> <p>(1) 指定緊急避難場所</p> <p>① (略)</p> <p>② 広域一次避難への配慮</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) 指定避難所</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 広域一時滞在への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在中の用にも供することについて定めるなど、他の市町からの被災住民を受け入れることができる避難所を予め決定しておくよう努め、その際には、施設管理者に対し、広域一時滞在中の用に供する避難所になりうることについて予め同意を得るよう努めることとする。 市町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の市町との広域一時滞在中に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難、受け入れ方法を含めた手順 	<p>風水害等対策計画（現計画 P60）</p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第11節 避難対策の充実</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 避難所等の指定</p> <p>(1) 指定緊急避難場所</p> <p>① (略)</p> <p>② 広域避難への配慮</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) 指定避難所</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 広域避難及び広域一時滞在中への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在中の用にも供することについて定めるなど、他の市町からの被災住民を受け入れることができる避難所を予め決定しておくよう努め、その際には、施設管理者に対し、広域避難及び広域一時滞在中の用に供する避難所になりうることについて予め同意を得るよう努めることとする。 市町は、大規模広域災害の恐れがある場合又は大規模広域災害発生時に円滑な広域避難又は広域一時滞在中が可能となるよう、他の市町との広域避難及び広域一時滞在中に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事 	<p>大規模広域災害時において避難者を円滑に受け入れていくために避難所体制の整備を推進するための修正</p> <p>字句修正</p> <p>引用元：国新旧（P33）</p> <p>引用元：国新旧（P13、P53）</p>

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>等を定めるよう努めることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、市町から県有施設（指定管理施設を含む）を広域一時滞在の用にも供する避難所として指定したい旨の申し出があったときは協力するよう努める。 ・ 県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の都道府県との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難、受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。 <p>〔 新 設 〕</p> <p>④ (略) 5～13 (略)</p> <p>(地震災害対策計画にも同様の記載あり)</p>	<p>業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難、受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努めることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、市町から県有施設（指定管理施設を含む）を<u>広域避難及び広域一時滞在</u>の用にも供する避難所として指定したい旨の申し出があったときは協力するよう努める。 ・ 県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の都道府県との<u>広域避難及び広域一時滞在</u>に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難、受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。 ・ 県、市町、その他防災関係機関は、関係者間で適切な役割分担を行った上で、<u>具体的なオペレーション等を定めておくよう努める。その際、国、県、市町、関係機関等からなる地域総合治水推進協議会（水防法第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会としても設置）など既存の枠組みを活用し、関係者間での協力体制の構築等に努める。</u> <p>④ (略) 5～13 (略)</p> <p>(地震災害対策計画も同様に修正)</p>	<p>字句修正</p> <p>引用元：国新旧（P13、P53）</p> <p>引用元：国新旧（P33）</p>
<p>風水害等対策計画（現計画 P89） 第2編 災害予防計画 第3章 県民参加による地域防災力の向上 第1節 防災に関する学習等の充実 第1 (略) 第2 内容 1～4 (略) 5 一般県民に対する防災知識の普及 (1) (略) (2) 周知内容 ①～② (略) ③ 災害に対する平素の心得 ア～オ (略) カ 避難の方法（<u>避難路、避難場所の確認、警戒レベルに応じた避難のタイミング</u>）や必要性（安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと）</p> <p>キ～セ (略) ④～⑤ (略) 6～11 (略)</p> <p>(地震災害対策計画にも同様の記載あり)</p>	<p>風水害等対策計画（現計画 P89） 第2編 災害予防計画 第3章 県民参加による地域防災力の向上 第1節 防災に関する学習等の充実 第1 (略) 第2 内容 1～4 (略) 5 一般県民に対する防災知識の普及 (1) (略) (2) 周知内容 ①～② (略) ③ 災害に対する平素の心得 ア～カ (略) キ 避難の方法（<u>警戒レベルに応じた避難のタイミング、指定緊急避難場所や安全が確認された親戚宅・ホテル・自宅等の多様な避難場所、自身の置かれた状況に即した適切な避難行動の選択（立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保）、安全な避難路、居住する市町内での避難が困難な場合の広域避難等</u>）や必要性（安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと）</p> <p>ク～ソ (略) ④～⑤ (略) 6～12 (略)</p> <p>(地震災害対策計画も同様に修正)</p>	<p>広域避難の考え方等について県民に周知を図っていくための修正</p> <p>引用元：国新旧（P7） その他字句修正</p>

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>風水害等対策計画（現計画 P278） 第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第4節 避難対策の実施 第1 （略） 第2 内容 1～3 （略） 4 広域避難（広域一時滞在）等 (1) 県内における広域一時滞在 ① 被災市町 被災市町は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県内他市町域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に報告の上、具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、県内他市町に被災住民の受入を協議することができる。</p> <p>被災市町は、県に対し、広域一時滞在の協議先とすべき市町及び当該市町の受け入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在に関する事項について助言を求めることができる。</p> ② （略） ③ 県 県は、被災市町から、広域一時滞在の協議先とすべき市町及び当該市町の受け入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在に関する事項について助言を求められたときは、必要な助言を行うほか、必要な協力を行うよう努める。 (2) 県外における広域一時滞在 ① 被災市町 被災市町は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県と協議の上、他の都道府県域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災住民の受入を協議するよう求めることができる。 ② 県 県は、他の都道府県域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、関西広域連合に対し、具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、広域一時滞在の協議先とすべき都道府県の調整を求めることができる。 <p>県は、他の都道府県に被災住民の受け入れを協議しようとするときは、内閣総理大臣に報告の上、具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して協議する。</p>	<p>風水害等対策計画（現計画 P278） 第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第4節 避難対策の実施 第1 （略） 第2 内容 1～3 （略） 4 広域避難・広域一時滞在 (1) 県内における<u>広域避難及び広域一時滞在</u> ① 被災市町 被災市町は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県内他市町域における<u>広域避難又は広域一時滞在</u>の必要があると認めるときは、県に報告の上、<u>予測される被災状況又は具体的な被災状況</u>、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、県内他市町に被災住民の受入を<u>直接</u>協議することができる。</p> <p>被災市町は、県に対し、<u>広域避難又は広域一時滞在</u>の協議先とすべき市町及び当該市町の受け入れ能力（施設数、施設概要等）その他<u>広域避難又は広域一時滞在</u>に関する事項について助言を求めることができる。</p> ② （略） ③ 県 県は、被災市町から、 <u>広域避難又は広域一時滞在</u> の協議先とすべき市町及び当該市町の受け入れ能力（施設数、施設概要等）その他 <u>広域避難又は広域一時滞在</u> に関する事項について助言を求められたときは、必要な助言を行うほか、必要な協力を行うよう努める。 (2) 県外における <u>広域避難及び広域一時滞在</u> ① 被災市町 被災市町は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県と協議の上、他の都道府県域における <u>広域避難又は広域一時滞在</u> の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災住民の受入を協議するよう求めることができる。 <p>なお、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、<u>県に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。</u></p> ② 県 県は、他の都道府県域における <u>広域避難又は広域一時滞在</u> の必要があると認めるときは、関西広域連合に対し、具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、 <u>広域避難又は広域一時滞在</u> の協議先とすべき都道府県の調整を求めることができる。 <p>県は、他の都道府県に被災住民の受け入れを協議しようとするときは、内閣総理大臣に報告の上、具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して協議する。<u>その際、国に対し、広域避難又は広域一時滞在の協議先</u></p>	<p>大規模広域災害時における広域避難を円滑に進めていくための修正</p> <p>引用元：国新旧（P33）</p>

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>(3) (略)</p> <p>(4) 情報共有 被災市町は、広域一時滞在を受け入れた市町の協力を得て、広域一時滞在を行っている被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に伝達する体制を整備する。</p> <p>広域一時滞在を受け入れた市町は、被災市町とともに、受け入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に伝達する体制の整備に努める。</p> <p>5 (略)</p> <p style="text-align: center;">(地震災害対策計画にも同様の記載あり)</p>	<p><u>とすべき市町及び当該市町の受け入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域避難又は広域一時滞在に関する事項について助言を求めることができる。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 情報共有 被災市町は、<u>広域避難及び広域一時滞在を受け入れた市町の協力を得て、広域避難及び広域一時滞在を行っている被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に伝達する体制を整備する。</u></p> <p><u>広域避難及び広域一時滞在を受け入れた市町は、被災市町とともに、受け入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供する体制の整備に努める。</u></p> <p><u>防災関係機関は、被災住民のニーズを十分把握するとともに、相互に連携をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、被災住民等に役立つ確な情報を提供できるように努める。</u></p> <p>5 (略)</p> <p style="text-align: center;">(地震災害対策計画も同様に修正)</p>	

2 誰一人取り残さない防災の実現

(1) 避難行動要支援者の避難支援

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>風水害等対策計画（現計画 P74） 第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第15節 災害時要援護者支援対策の充実 第1 （略） 第2 内容 1 災害時要援護者支援体制の整備 (1)～(3) （略） (4) 地域における避難支援体制の整備 <u>市町は、避難行動要支援者名簿をもとに、対象者一人ひとりに支援者を決めるなどの地域における支援体制の整備に努めることとする。</u>（略）</p> <p>県は、自主防災組織等と連携して個別支援計画の作成に取り組む居宅支援事業所等を支援し、防災と福祉の連携の促進を図ることとする。 （以下、略） (5) （略） 2～7 （略） 8 市町地域防災計画で定めるべき事項 (1) （略） (2) 避難行動要支援者名簿の整備 <u>(2)の規定にあたり盛り込む項目</u> （略） <u>〔新設〕</u></p>	<p>風水害等対策計画（現計画 P74） 第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第15節 災害時要援護者支援対策の充実 第1 （略） 第2 内容 1 災害時要援護者支援体制の整備 (1)～(3) （略） (4) <u>個別避難計画作成をはじめとする地域における避難支援体制の整備</u> <u>市町は、災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が努力義務化されたことを踏まえ、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿をもとに、優先度の高い者から個別避難計画を作成・共有するなどの地域における支援体制の整備に努める。なお、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用を支障が生じないよう、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の適切な管理に努めるものとする。</u> <u>市町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等関係者に対する情報提供や避難支援体制の整備等、必要な配慮を行うものとする。</u> （略） 県は、自主防災組織等と連携して個別避難計画の作成に取り組む居宅介護支援事業所、相談支援事業所等を支援し、防災と福祉の連携の促進を図ることとする。 （以下、略） (5) （略） 2～7 （略） 8 市町地域防災計画で定めるべき事項 (1) （略） (2) 避難行動要支援者名簿の整備 <u>〔削除〕</u> （略） (3) <u>個別避難計画の整備</u> ①計画作成の対象範囲 ②計画の作成方法 ③計画の提供先、方法 ④計画作成に必要な個人情報及びその入手方法 ⑤計画の更新に関する事項 ⑥計画の提供に際し、情報漏洩を防止するために求める措置及び講ずる措置</p>	<p>災害対策基本法の改正に伴う市町の個別避難計画作成の義務化を踏まえ、関係者の連携による優先度の高い者からの個別避難計画作成や、個別避難計画作成を作成されていない避難行動要支援者に対する避難支援体制の整備等を反映 引用元：国新旧（P16～17）</p> <p>引用元：国避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針、兵庫県災害時要援護者支援指針</p>

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>(3)～(10) (略)</p> <p>(地震災害対策計画にも同様の記載あり)</p>	<p>⑦避難支援等関係者の安全確保 (出典)「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」 「兵庫県災害時要援護者支援指針」</p> <p>(4)～(11) (略)</p> <p>(地震災害対策計画も同様に修正)</p>	
<p>風水害等対策計画（現計画 P94） 第2編 災害予防計画 第3章 県民参加による地域防災力の向上 第2節 自主防災体制の整備 第1 (略) 第2 内容 1 地区防災計画の策定等 市町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、地区の特性に応じた自発的な防災活動の推進に努め、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町防災会議に提案することができる。 市町防災会議は、市町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市町地域防災計画に地区防災計画を定めることとする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(地震災害対策計画にも同様の記載あり)</p>	<p>風水害等対策計画（現計画 P94） 第2編 災害予防計画 第3章 県民参加による地域防災力の向上 第2節 自主防災体制の整備 第1 (略) 第2 内容 1 地区防災計画の策定等 市町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、地区の特性に応じた自発的な防災活動の推進に努め、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町防災会議に提案することができる。 市町防災会議は、市町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市町地域防災計画に地区防災計画を定めることとする。 市町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、<u>地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u></p> <p>2～3 (略)</p> <p>(地震災害対策計画も同様に修正)</p>	<p>個別避難計画と地区防災計画との整合性の確保、訓練等による両計画の一体的運用を図るための修正</p> <p>引用元：国新旧（P9、P17）</p>

(2) 実効性のある要配慮者利用施設の避難体制の確立

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>風水害等対策計画（現計画 P79） 第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第17節 水防対策等の充実 第1 (略) 第2 内容</p>	<p>風水害等対策計画（現計画 P79） 第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第17節 水防対策等の充実 第1 (略) 第2 内容</p>	<p>水防法の改正（R3.5月公布）に伴い、要配慮者利用施設が行った訓練実施結果の市町への報告、報告を受けた市町の助言等について反映し、浸水想定区域における実効性のある避難体制</p>

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>1 浸水想定区域</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 浸水想定区域における避難確保措置 (略)</p> <p>浸水区域内に位置し、市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとし、避難確保計画を作成していない施設の所有者又は管理者に対し、市町長は同計画を作成するよう指示することとする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>【参考】 【水防法に基づく事務処理の流れ：河川】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、市町村長に報告しなければならない。 【法第15条の3第1項及び第2項】</p> </div>	<p>1 浸水想定区域</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 浸水想定区域における避難確保措置 (略)</p> <p>浸水区域内に位置し、市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、<u>水害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、計画に基づく避難誘導等の訓練を実施するものとする。避難確保計画を作成していない施設の所有者又は管理者に対し、市町長は同計画を作成するよう指示するものとする。また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が報告した計画及び訓練結果について、市町長は円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>【参考】 【水防法に基づく事務処理の流れ：河川】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成及び計画に基づく訓練結果を市町村長に報告しなければならない。<u>報告を受けた市町村長は必要な助言又は勧告をすることができる。</u> 【法第15条の3第1項、第2項、第5項、第6項】</p> </div>	<p>を確立していくための修正</p> <p>引用元：国新旧（P52）</p> <p>引用元：国新旧（P52）</p>
<p>風水害等対策計画（現計画 P82）</p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第18節 土砂災害対策の充実</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 特別警戒区域内の制限等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 建築物の構造規制</p> <p>居室を有する建築物について、作用すると想定される衝撃に対して安全なものとなるよう建築物の構造耐力に関する基準が定められるとともに、建築基準法上確認が必要とされている建築物以外のものについても特別に建築確認の対象とされ、構造耐力に関する基準等について審査される。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 市町等の責務</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 要配慮者が利用する施設に対する対応</p> <p>市町は、土砂災害警戒区域の指定があったとき、当該警戒区域内に要配慮者が利用する施設があって、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合には、円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法</p>	<p>風水害等対策計画（現計画 P82）</p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第18節 土砂災害対策の充実</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 特別警戒区域内の制限等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 建築物の構造規制</p> <p>居室を有する建築物について、作用すると想定される衝撃に対して安全なものとなるよう建築物の構造耐力に関する基準が定められるとともに、<u>建築基準法上、建築確認が必要とされている建築物以外のものについても特別に建築確認の対象とされ、構造耐力に関する基準等について審査される。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>4 市町等の責務</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 要配慮者が利用する施設に対する対応</p> <p>市町は、土砂災害警戒区域の指定があったとき、当該警戒区域内に要配慮者が利用する施設があって、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合には、円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法</p>	<p>土砂災害防止法の改正（R3.5月公布）に伴い、要配慮者利用施設が行った訓練実施結果の市町への報告、報告を受けた市町の助言等について反映し、土砂災害警戒区域における実効性のある避難体制を確立していくための修正</p> <p>字句修正</p>

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>を市町地域防災計画に定めることとする。</p> <p>また、土砂災害警戒区域内に位置し、市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとし、避難確保計画を作成していない施設の所有者又は管理者に対し、市町長は同計画を作成するよう指示することとする。</p> <p>5～6 (略)</p>	<p>を市町地域防災計画に定めることとする。</p> <p>土砂災害警戒区域内に位置し、市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとし、避難確保計画を作成していない施設の所有者又は管理者に対し、市町長は同計画を作成するよう指示することとする。</p> <p>また、市町は、<u>要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。</u></p> <p>5～6 (略)</p>	<p>引用元：国新旧（P52）</p>

(3) 福祉避難所の充実

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>風水害等対策計画（現計画 P60）</p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第11節 避難対策の充実</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 避難所等の指定</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定避難所</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 留意事項</p> <p>(略)</p> <p>・市町は、あらかじめ高齢者・障害者等、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を把握し、福祉避難所を指定することとする。</p> <p><u>〔新設〕</u></p> <p><u>〔新設〕</u></p> <p><u>〔新設〕</u></p>	<p>風水害等対策計画（現計画 P60）</p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第11節 避難対策の充実</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 避難所等の指定</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定避難所</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 留意事項</p> <p>(略)</p> <p>・市町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な高齢者、障害者等の要配慮者のため、福祉避難所として指定避難所を指定し必要な避難先を適切に確保するよう努めるものとする。</p> <p>・市町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。</p> <p>・市町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</p> <p>・市町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</p>	<p>高齢者、障害者等の円滑な避難のため、福祉避難所の更なる確保や福祉避難所への直接避難が可能となるよう体制整備等を進めて行くための修正</p> <p>引用元：国新旧（P15）</p> <p>引用元：国新旧（P15）</p> <p>引用元：国新旧（P15）</p> <p>引用元：国新旧（P15）</p>

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>〔新設〕</p> <p>(略)</p> <p>〔新設〕</p> <p>5～13 (略)</p> <p>(地震災害対策計画にも同様の記載あり)</p>	<p>・<u>県は、市町が民間社会福祉施設を福祉避難所として確保するための必要な支援を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>・<u>指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合には、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</u></p> <p>5～13 (略)</p> <p>(地震災害対策計画も同様に修正)</p>	<p>県独自対策を反映</p> <p>引用元：国新旧（P15）</p>

(4) 避難所へのDWA Tの派遣体制の確立

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>風水害等対策計画（現計画 P298）</p> <p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施</p> <p>第2款 健康対策の実施</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 兵庫県災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）・保健活動の応援派遣に関する調整 県外からの保健医療活動チームの受援調整が必要となるなど、保健医療活動の総合調整が困難となることが予想される場合には、国に対する DHEAT・保健活動にかかる応援要請を検討する。</p> <p>また、県は、被災都道府県から国を通じて DHEAT の派遣要請があったときは、専門的な研修を受講した職員の中から、医師、保健師等で構成する支援チームや保健活動にかかる派遣を検討する。</p> <p>4 (略)</p> <p>(地震災害対策計画にも同様の記載あり)</p>	<p>風水害等対策計画（現計画 P298）</p> <p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施</p> <p>第2款 健康対策の実施</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 兵庫県災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）・保健活動の応援派遣に関する調整・<u>兵庫県災害派遣福祉チーム（DWAT）</u></p> <p>(1) <u>県外からの保健医療活動チームの受援調整が必要となるなど、保健医療活動の総合調整が困難となることが予想される場合には、国に対する DHEAT・保健活動にかかる応援要請を検討する。</u></p> <p>また、県は、被災都道府県から国を通じて DHEAT の派遣要請があったときは、専門的な研修を受講した職員の中から、医師、保健師等で構成する支援チームや保健活動にかかる派遣を検討する。</p> <p>(2) <u>災害発生時において、国、被災都道府県、県内市町から派遣要請があった場合に、避難所及び被災者等の福祉的支援が行えるよう、避難者に対する福祉的な相談及び避難所のバリアフリー化の助言等を行う災害派遣福祉チーム（DWAT）が派遣できるよう準備を進める。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(地震災害対策計画も同様に修正)</p>	<p>避難所及び被災者等の福祉的支援が行えるよう、災害派遣福祉チーム（DWAT）の準備を進めて行くための修正</p> <p>引用元：国新旧（P37） 県の取組状況を反映</p>

(5) 女性の視点を踏まえた防災対策の強化

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>風水害等対策計画（現計画 P65）</p> <p>第2編 災害予防計画</p>	<p>風水害等対策計画（現計画 P65）</p> <p>第2編 災害予防計画</p>	<p>妊産婦等の女性に配慮した備蓄体制を整備していくための</p>

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>第2章 災害応急対策への備えの充実 第12節 備蓄体制等の整備 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 食料 (1) 備蓄、調達 ①～② (略) ③ 品目 品目としては、一般に次のものが考えられる。なお、実施にあたり、高齢者や乳幼児のニーズにも配慮することとする。 ア～イ (略) 〔新設〕</p> <p>なお、現物備蓄又は流通在庫備蓄以外に、弁当、パン等の流通食品の調達にも十分配慮することとする。</p> <p>④ (略) (2) (略) 3 (略) 4 衛生物資 (1) 備蓄、調達 市町は、災害発生直後に避難所において感染症対策に留意した運営を行えるよう、マスク、消毒液等の衛生物資の確保・備蓄に努めることとする。</p> <p>県は、災害時に被災市町の避難所運営において、不足した場合に広域応援調整ができるよう、衛生物資等を備蓄することとする。</p> <p>(2) (略) 5～8 (略)</p> <p style="text-align: right;">(地震災害対策計画にも同様の記載あり)</p>	<p>第2章 災害応急対策への備えの充実 第12節 備蓄体制等の整備 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 食料 (1) 備蓄、調達 ①～② (略) ③ 品目 品目としては一般に次のものが考えられる。なお、実施にあたり高齢者、<u>妊産婦、乳幼児、食事制限のある者等の</u>ニーズにも配慮することとする。 ア～イ (略) <u>ウ 粥、ベビーフード、ミキサー加工食品、とろみ調整剤、アレルギー除去食品等の食事制限や食形態等に配慮した特別な食品</u> なお、現物備蓄又は流通在庫備蓄以外に、弁当、パン等の流通食品の調達にも十分配慮することとする。</p> <p>④ (略) (2) (略) 3 (略) 4 衛生物資 (1) 備蓄、調達 市町は、災害発生直後に避難所において感染症対策に留意した運営を行えるよう、マスク、消毒液等の衛生物資の確保・備蓄に努めることとする。<u>また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</u> 県は、災害時に被災市町の避難所運営において、不足した場合に広域応援調整ができるよう、衛生物資等を備蓄することとする。</p> <p>(2) (略) 5～8 (略)</p> <p style="text-align: right;">(地震災害対策計画も同様に修正)</p>	<p>修正</p> <p>引用元：国新旧（P16）</p> <p>引用元：国新旧（P16）</p>
<p>風水害等対策計画（現計画 P89） 第2編 災害予防計画 第3章 県民参加による地域防災力の向上 第1節 防災に関する学習等の充実 第1 (略) 第2 内容 1～4 (略) 5 一般県民に対する防災知識の普及 (1) (略) (2) 周知内容 防災関係機関は、防災知識の普及にあたり、災害をイメージする能力を高めるため</p>	<p>風水害等対策計画（現計画 P89） 第2編 災害予防計画 第3章 県民参加による地域防災力の向上 第1節 防災に関する学習等の充実 第1 (略) 第2 内容 1～4 (略) 5 一般県民に対する防災知識の普及 (1) (略) (2) 周知内容 防災関係機関は、防災知識の普及にあたり、災害をイメージする能力を高めるため</p>	<p>避難所等での性暴力・DVの防止など女性の視点を踏まえた防災対策を推進していくための修正</p> <p>引用元：国新旧（P52）</p>

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>の防災学習コンテンツの充実に努めるとともに、最近の災害における住民の避難行動や被災事例等についても十分考慮することとする。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 災害発生時の心得 ア～ケ (略)</p> <p><u>〔新設〕</u> コ～シ (略)</p> <p>6～11 (略)</p> <p>(地震災害対策計画にも同様の記載あり)</p>	<p>の防災学習コンテンツの充実に努めるとともに、最近の災害における住民の避難行動や被災事例、<u>気候変動の影響等</u>についても十分考慮することとする。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 災害発生時の心得 ア～ケ (略)</p> <p>コ <u>避難所等での性暴力・DVなど「暴力は許されない」意識の徹底</u></p> <p>サ～セ (略)</p> <p>6～12 (略)</p> <p>(地震災害対策計画も同様に修正)</p>	<p>引用元：国新旧（P8）</p>
<p>風水害等対策計画（現計画 P278） 第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第4節 避難対策の実施 第1 (略) 第2 内容 1～2 (略) 3 避難所の開設・運営等 (1)～(3) (略) (4) 避難所の運営 ①～⑦ (略)</p> <p>⑧ 市町は、災害時要援護者や子育て家庭に対して個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮することとする。 〔女性のニーズ例〕 女性専用の物干し場、更衣室や授乳場所の確保、生理用品や女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布、トイレや安全確保への配慮、女性が相談できる場づくり等</p> <p><u>〔新設〕</u></p> <p>⑨～⑬ (略)</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>(地震災害対策計画にも同様の記載あり)</p>	<p>風水害等対策計画（現計画 P278） 第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第4節 避難対策の実施 第1 (略) 第2 内容 1～2 (略) 3 避難所の開設・運営等 (1)～(3) (略) (4) 避難所の運営 ①～⑦ (略)</p> <p>⑧ 市町は、災害時要援護者や子育て家庭に対して個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮することとする。 〔女性のニーズ例〕 女性専用の物干し場、更衣室や授乳場所の確保、生理用品や女性用下着の女性による配布、<u>男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布、トイレや安全確保への配慮、女性が相談できる場づくり等</u></p> <p>⑨ <u>市町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>⑩～⑭ (略)</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>(地震災害対策計画も同様に修正)</p>	<p>女性に配慮した避難所運営を行っていくための修正</p> <p>引用元：国新旧（P32）</p> <p>引用元：国新旧（P32）</p>

(6) 新型コロナウイルス感染症等に対応した避難対策の充実

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>風水害等対策計画（現計画 P60） 第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第11節 避難対策の充実 第1 （略） 第2 内容 1～9 （略） 10 新型コロナウイルス感染症に対応した適切な避難対策 市町は、県が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」等を参考に、十分な避難スペースの確保や避難者の健康チェック・検温、換気等を実施するなど感染症に留意した避難所運営を実施するとともに、マイ避難カードの作成や分散避難の推奨、ホテルや旅館等の多様・多数の避難先の確保・周知により、避難対策を推進することとする。 また、市町は、避難所管理運営マニュアルに新型コロナウイルス感染症への対応を適宜反映することとする。 <u>〔新設〕</u></p> <p>11～13 （略）</p> <p style="text-align: center;">（地震災害対策計画にも同様の記載あり）</p>	<p>風水害等対策計画（現計画 P60） 第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第11節 避難対策の充実 第1 （略） 第2 内容 1～9 （略） 10 新型コロナウイルス感染症に対応した適切な避難対策 <u>(1) 市町は、県が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」等を参考に、十分な避難スペースの確保や避難者の健康チェック・検温、換気等を実施するなど感染症に留意した避難所運営を実施するとともに、マイ避難カードの作成や分散避難の推奨、ホテルや旅館等の多様・多数の避難先の確保・周知により、避難対策を推進することとする。</u> また、市町は、避難所管理運営マニュアルに新型コロナウイルス感染症への対応を適宜反映することとする。 <u>(2) 県・保健所設置市の保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（県の保健所にあつては、管内の市町の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供しよう努めるものとする。</u></p> <p>11～13 （略）</p> <p style="text-align: center;">（地震災害対策計画も同様に修正）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に対応した避難対策を推進するにあたり、自宅療養者への対応を行っていくための修正</p> <p>引用元：国新旧（P13～14）</p>
<p>風水害等対策計画（現計画 P278） 第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第4節 避難対策の実施 第1 （略） 第2 内容 1～2 （略） 3 避難所の開設・運営等 (1) 避難所の開設 ①～④ （略） <u>〔新設〕</u></p> <p>(2)～(4) （略）</p>	<p>風水害等対策計画（現計画 P278） 第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第4節 避難対策の実施 第1 （略） 第2 内容 1～2 （略） 3 避難所の開設・運営等 (1) 避難所の開設 ①～⑤ （略） <u>⑥ 市町は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。</u></p> <p>(2)～(4) （略）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に対応した避難対策を推進するにあたり、自宅療養者への対応を行っていくための修正 及び円滑な避難に向けて、多様な媒体を活用した避難所の交雑状況の周知等を行っていくための修正</p> <p>引用元：国新旧（P14、P31）</p>

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>(5) 保健・衛生対策 ①～⑤ (略) ⑥ 感染症予防対策 感染症予防のための手洗いの励行や清掃等の衛生対策に努めることとする。</p> <p>(6)～(7) (略) 4～5 (略)</p> <p>(地震災害対策計画にも同様の記載あり)</p>	<p>(5) 保健・衛生対策 ①～⑤ (略) ⑥ 感染症予防対策 ア 感染症予防のための手洗いの励行や清掃等の衛生対策に努めることとする。 イ <u>県、市町は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u> ウ <u>県（健康福祉事務所）及び保健所設置市の保健所は、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、防災担当部局に対して、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</u></p> <p>(6)～(7) (略) 4～5 (略)</p> <p>(地震災害対策計画も同様に修正)</p>	<p>感染予防のための必要な措置を記載</p> <p>引用元：国新旧（P32）</p>

(7) 船舶を活用した医療提供体制の整備

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>風水害等対策計画（現計画 P52） 第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第9節 災害救急医療システムの整備 第1 (略) 第2 内容 1～13 (略) 〔新設〕</p> <p>14 (略)</p> <p>(地震災害対策計画にも同様の記載あり)</p>	<p>風水害等対策計画（現計画 P52） 第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第9節 災害救急医療システムの整備 第1 (略) 第2 内容 1～13 (略) 14 実習船の活用 <u>(1) 県は、県立香住高等学校が保有する実習船「但州丸」を活用し、災害時における物資の搬送及び水の提供、患者や医療従事者の搬送、医療行為（人工透析等）の提供等について、医師会・医療関係機関等と連携し、訓練等を行う。</u> <u>(2) 県は、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律（令和3年法律第79号）に基づき国が行う対策を踏まえつつ、実習船の活用について検討を進める。</u></p> <p>15 (略)</p> <p>(地震災害対策計画も同様に修正)</p>	<p>病院船推進法の成立（R3.6月）を踏まえ、実習船を活用した医療提供体制を整備促進していくための修正</p> <p>県独自対策を反映</p>

3 災害に負けない強靱な県土づくり

(1) 災害に強いまちづくりの推進

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>風水害等対策計画（現計画 P122） 第2編 災害予防計画 第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第2節 都市の防災構造の強化 第1 （略） 第2 内容 1 安全・安心な都市づくりの推進 (1) 県は、「防災に関する方針」を「都市計画区域マスタープラン」に位置づけ、これまでの都市計画の思想と経験を継承しつつ、阪神・淡路大震災から得られた教訓を活かして、災害に強く、人々が安全で安心して暮らせる都市づくりを推進することとする。</p> <p>(2)～(3) （略） 2～6 （略）</p> <p style="text-align: right;">（地震災害対策計画にも同様の記載あり）</p>	<p>風水害等対策計画（現計画 P122） 第2編 災害予防計画 第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第2節 都市の防災構造の強化 第1 （略） 第2 内容 1 安全・安心な都市づくりの推進 (1) 県は、「防災に関する方針」を「都市計画区域マスタープラン」に位置づけるとともに、<u>市町に対して防災対策・安全確保対策を定める防災指針を、住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設等）の立地の適正化を図る立地適正化計画（都市再生特別措置法第81条）に位置づけるよう促し、</u>これまでの都市計画の思想と経験を継承しつつ、阪神・淡路大震災から得られた教訓を活かして、災害に強く、人々が安全で安心して暮らせる都市づくりを推進することとする。</p> <p>(2)～(3) （略） 2～6 （略）</p> <p style="text-align: right;">（地震災害対策計画も同様に修正）</p>	<p>防災対策・安全確保対策を定める防災指針を立地適正化計画に位置づけ、災害に強いまちづくりを推進していくための修正</p> <p>引用元：国新旧（P49）</p>

(2) 地震に耐える住まいづくりの推進

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>地震災害対策計画（現計画 P137） 第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第3節 建築物等の耐震性の確保 第1 （略） 第2 内容 1～2 （略） 3 一般建築物耐震化の促進 (1) 民間建築物に対する補助 ① （略） ② ひょうご住まいの耐震化促進事業 ア 住宅耐震化補助 (7) 耐震改修計画策定費補助 [補助金額] 補助対象となる費用の3分の2以内 （補助限度額：戸建住宅=20万円、共同住宅：12万円/戸）</p>	<p>地震災害対策計画（現計画 P137） 第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第3節 建築物等の耐震性の確保 第1 （略） 第2 内容 1～2 （略） 3 一般建築物耐震化の促進 (1) 民間建築物に対する補助 ① （略） ② ひょうご住まいの耐震化促進事業 ア 住宅耐震化補助 (7) 耐震改修計画策定費補助 [補助金額] 補助対象となる費用の3分の2以内 （補助限度額：戸建住宅=20万円、<u>その他の共同住宅=12万円/戸、マンション=2,400円/㎡（1,000㎡以下の部分）、1,000円/㎡（1,000㎡を超えて2,000㎡以下の部分）、700</u></p>	<p>ひょうご住まいの耐震化促進事業を拡充し、建築物の更なる耐震化を行っていくための修正</p> <p>県補助事業の拡充内容を反映</p>

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>(イ) 耐震改修工事費補助 [対 象 者] 所得が1,200万円以下の県民で対象住宅を所有する者</p> <p>[補 助 金 額] ① 戸建住宅 定額100万円(工事費に応じ低減あり)</p> <p>② 共同住宅 補助対象となる費用の2分の1以内 (補助限度額:40万円/戸)</p> <p>[新 設]</p> <p>イ 部分型耐震化補助</p> <p>(7) 簡易耐震改修工事費補助 [対 象 者] 所得が1,200万円以下の県民で対象住宅を所有する者</p> <p>[補 助 金 額] ① 戸建住宅 50万円(定額)</p> <p>② 共同住宅 補助対象となる費用の2分の1以内 (補助限度額:20万円/戸)</p> <p>[新 設]</p> <p>(イ) 屋根軽量化工事費補助 [対 象 者] 所得が1,200万円以下の県民で対象住宅を所有する者</p> <p>[補 助 金 額] ① 戸建住宅 50万円(定額)</p> <p>② 共同住宅 補助対象となる費用の2分の1以内 (補助限度額:20万円/戸)</p> <p>[新 設]</p> <p>(ウ) シェルター型工事費補助 [補 助 金 額] ① 戸建住宅 50万円(定額)</p> <p>② 共同住宅 50万円/戸(定額)</p>	<p>円/㎡(2,000㎡を超える部分))</p> <p>(イ) 耐震改修工事費補助 [対 象 者] 所得が1,200万円以下の県民で対象住宅を所有する者 (対象住宅がマンションの場合を除く)</p> <p>[補 助 金 額] ① 戸建住宅 補助対象となる費用の5分の4以内 (補助限度額:100万円/戸)</p> <p>② その他の共同住宅 補助対象となる費用の5分の4以内 (補助限度額:40万円/戸)</p> <p>③ マンション 補助対象となる費用の2分の1以内 (補助限度額:25,100円/㎡)</p> <p>イ 部分型耐震化補助</p> <p>(7) 簡易耐震改修工事費補助 [対 象 者] 所得が1,200万円以下の県民で対象住宅を所有する者 (対象住宅がマンションの場合を除く)</p> <p>[補 助 金 額] ① 戸建住宅 補助対象となる費用の5分の4以内 (補助限度額:50万円/戸)</p> <p>② その他の共同住宅 補助対象となる費用の5分の4以内 (補助限度額:20万円/戸)</p> <p>③ マンション 補助対象となる費用の2分の1以内 (補助限度額:12,550円/㎡)</p> <p>(イ) 屋根軽量化工事費補助 [対 象 者] 所得が1,200万円以下の県民で対象住宅を所有する者 (対象住宅がマンションの場合を除く)</p> <p>[補 助 金 額] ① 戸建住宅 50万円(定額)</p> <p>② その他の共同住宅 補助対象となる費用の2分の1以内 (補助限度額:20万円/戸)</p> <p>③ マンション 補助対象となる費用の2分の1以内 (補助限度額:12,550円/㎡)</p> <p>(ウ) シェルター型工事費補助 [補 助 金 額] ① 戸建住宅 50万円(定額)</p> <p>② その他の共同住宅 50万円/戸(定額)</p>	

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p style="text-align: center;">〔新設〕</p> <p>ウ 住宅建替補助 [対 象 者] 所得が1,200万円以下の県民で対象住宅を所有する者</p> <p>[補 助 金 額] <u>100万円(定額)</u></p> <p>エ (略) ③～⑧ (略) (2)～(3) (略) 4～11 (略)</p>	<p style="text-align: center;">③ マンション <u>50万円/戸(定額)</u></p> <p>ウ 住宅建替補助 [対 象 者] 所得が1,200万円以下の県民で対象住宅を所有する者 <u>(対象住宅がマンションの場合を除く)</u></p> <p>[補 助 金 額] ① 戸建住宅 <u>補助対象となる費用の5分の4以内</u> <u>(補助限度額：100万円/戸)</u></p> <p>② その他の共同住宅 <u>補助対象となる費用の5分の4以内</u> <u>(補助限度額：40万円/戸)</u></p> <p>③ マンション <u>補助対象となる費用の2分の1以内</u> <u>(補助限度額：25,100円/㎡)</u></p> <p>エ (略) ③～⑧ (略) (2)～(3) (略) 4～11 (略)</p>	

(3) 迅速な道路復旧の推進

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>風水害等対策計画（現計画 P255） 第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第3節 交通・輸送対策の実施 第1款 交通の確保対策の実施 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 陸上交通の確保 (1)～(10) (略)</p> <p style="text-align: center;">〔新設〕</p> <p>3～5 (略)</p> <p style="text-align: right;">(地震災害対策計画にも同様の記載あり)</p>	<p>風水害等対策計画（現計画 P255） 第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第3節 交通・輸送対策の実施 第1款 交通の確保対策の実施 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 陸上交通の確保 (1)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>道路法（第17条第8項）に基づく市町管理道路の啓開・災害復旧工事の代行</u> <u>県は、指定市以外の市町から要請があり、かつ、当該市町における道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制等を勘案し、当該市町が管理する市町道について、啓開又は災害復旧に関する工事を当該市町に代わって自ら行うことが適当であると認められるときは、これを行うことができる。</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p style="text-align: right;">(地震災害対策計画も同様に修正)</p>	<p>道路法の改正（R3.3月公布）に伴い、指定市以外の市町道路の啓開作業等について、市町に代わって県が行うことができる制度を明記し、迅速な道路復旧を推進していくための修正</p> <p>引用元：国新旧（P38）</p>

(4) 山地防災・土砂災害対策の推進

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>風水害等対策計画（現計画 P101） 第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第1節 治山・治水対策の総合的推進 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 山の管理の徹底・土砂災害対策 近年記録的な豪雨が頻発している中、依然として、多くの未対策箇所が残っていることから、災害発生時に影響の大きい箇所を優先し、引き続き、治山ダムや砂防堰堤等の整備、山の管理の徹底による森林の防災機能を強化する。 (1) 土砂災害対策の推進（第3次山地防災・土砂災害対策計画） [人家等保全対策] 土砂災害特別警戒区域（R 区域）に指定された谷出口周辺やがけ直下に人家があるなど、緊急性の高い箇所を、治山ダムや砂防堰堤等を重点的に整備する。 ・ 828 箇所（治山ダム438 箇所、砂防堰堤等390 箇所）を6年間で整備 [流木・土砂流出防止対策] 人工林率の高い谷筋や〇次谷（谷の最上流部で明瞭な谷地形になる前の凹型地形）の存在する山腹斜面において、流木災害や崩壊のおそれがある箇所に治山ダムや山腹工を整備する。 ・ 240 箇所を6年間で整備 [災害に強い森づくり] 人工林が大半を占め、谷上流部に勾配30 度以上の凹型斜面がある15 度未満の溪流で、災害緩衝林の造成を推進する。 ・ 38 箇所を6年間で整備 3 (略)</p>	<p>風水害等対策計画（現計画 P101） 第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第1節 治山・治水対策の総合的推進 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 山の管理の徹底・土砂災害対策 近年記録的な豪雨が頻発している中、依然として、多くの未対策箇所が残っていることから、災害発生時に影響の大きい箇所を優先し、引き続き、治山ダムや砂防堰堤等の整備、山の管理の徹底による森林の防災機能を強化する。 (1) 土砂災害対策の推進（第4次山地防災・土砂災害対策計画） [人家等保全対策] 土砂災害特別警戒区域（R 区域）に指定された谷出口周辺やがけ直下に人家や要配慮者利用施設、緊急輸送道路があるなど、緊急性の高い箇所を優先して、治山ダムや砂防堰堤等を整備する。 ・ 738 箇所（治山ダム365 箇所、砂防堰堤等373 箇所）を5年間で整備 [流木・土砂流出防止対策] 人工林率の高い谷筋や〇次谷（谷の最上流部で明瞭な谷地形になる前の凹型地形）の存在する山腹斜面において、流木災害や崩壊のおそれがある箇所に治山ダムや山腹工を整備する。 ・ 220 箇所を5年間で整備 [災害に強い森づくり] 谷筋にスギ・ヒノキ人工林があり、上流に凹型斜面が存在する流木災害のおそれがある危険溪流において、危険木の除去、本数調整伐などによる災害緩衝林整備や簡易流木止め施設を設置する。 ・ 100 箇所を5年間で整備 3 (略)</p>	<p>令和3年4月に策定した第4次山地防災・土砂災害対策計画に基づき、人家等保全対策などを計画的に推進するための修正 県独自対策を反映</p>

(5) 森林の災害対策の推進

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>風水害等対策計画（現計画 P120） 第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第4節 災害に強い森づくりの推進等 第1 趣旨 森林の有する公益的機能の維持・向上を図るため、「新ひょうごの森づくり（第2期</p>	<p>風水害等対策計画（現計画 P120） 第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第4節 災害に強い森づくりの推進等 第1 趣旨 森林の有する公益的機能の維持・向上を図るため、「新ひょうごの森づくり（第2期</p>	<p>平成18年度より実施してきた災害に強い森づくり事業について、第3期対策に引き続き実施し、緊急防災林の整備などを計画的に推進するための修正</p>

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>対策)」(計画期間：H24～33年度)を第1期対策(H14～23)に引き続き実施し、市町と連携し公的支援により間伐を実施する「森林管理100%作戦」(全体計画：67,800ha)や集落周辺の里山林の整備を地域住民等が自ら行う「里山林の再生」(全体計画：4,100ha)に取り組むとともに、森林の防災面での機能強化を早期・確実に進める「災害に強い森づくり(第3期対策)」(計画期間：H28～34年度)を第1期対策(H18～24)、第2期対策(H23～H29)に引き続き内容を拡充して計画的に推進する。</p> <p>第2 (略)</p>	<p>対策)」(計画期間：H24～R03年度)を第1期対策(H14～23)に引き続き実施し、市町と連携し公的支援により間伐を実施する「森林管理100%作戦」(全体計画：67,800ha)や集落周辺の里山林の整備を地域住民等が自ら行う「里山林の再生」(全体計画：4,000ha)に取り組むとともに、森林の防災面での機能強化を早期・確実に進める「災害に強い森づくり(第4期対策)」(計画期間：R3～7年度)を第1期対策(H18～24)、第2期対策(H23～H29)、第3期対策(H28～R2)に引き続き計画的に推進する。</p> <p>第2 (略)</p>	<p>県独自対策を反映</p>